定款

有限会社たくみ経営

有限会社たくみ経営定款

第１章　総　則

（商号）

第 １ 条　当会社は、有限会社たくみ経営と称する。

（目的）

第 ２ 条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．食品の製造及び販売

２．前各号に附帯する一切の業務

（本店の所在地）

第 ３ 条　当会社は、本店を札幌市に置く。

（公告の方法）

第 ４ 条　当会社の公告は、官報に掲載してする。

第２章　株　式

（発行可能株式総数）

第 ５ 条　当会社の発行可能株式総数は、１万株とする。

（株券の不発行）

第 ６ 条　当会社は、株券を発行しないものとする。

(株式の譲渡制限)

第 ７ 条　当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合においては当会社が承認したものとみなす。

（株主名簿記載事項の記載等の請求）

第 ８ 条　当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他一般承継人が記名押印し、共同して提出しなければならない。法務省令の定める事由による場合は、株式取得者が単独で請求することができ、その場合には、その事由を証する書面を提出しなければならない。

第３章　株主総会

（株主総会）

第 ９ 条　株主総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度末日の翌日から３か月以内に開催し、臨時総会は、必要がある場合に随時開催するものとする。

（総会の招集）

第 １０ 条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長たる取締役が招集する。

２　株主総会を招集するには、会日より５日前までに、各株主に対して、その通知を発することを要する。

（議長）

第 １１ 条　株主総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たり、社長に事故があるときは、他の取締役がこれに代わる。

（決議の方法）

第 １２ 条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

２　株主総会の決議について、会社法第309条第２項に定める特別決議を要するときは、総株主の半数以上であって、当該株主の議決権の４分の３以上に当たる多数をもって行う。

(議決権)

第 １３ 条　各株主は、１株につき１個の議決権を有する。

（決議事項の通知）

第 １４ 条　株主総会において決議した事項は、各株主に通知することとする。

（議事録）

第 １５ 条　株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役が記名押印または電子署名を行う。

第４章　役員

（員数）

第 １６ 条　当会社には、取締役1名以上を置く。

（選任の方法）

第 １７ 条　当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

２　取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第 １８ 条　取締役の任期は、特に定めない。

（代表取締役）

第 １９ 条　取締役を複数置く場合には、取締役の互選により代表取締役１名を定める。

　　　２、当会社の代表権をもつ取締役は、社長とする。

（業務執行）

第 ２０ 条　社長は当会社の業務を統括する。

（取締役の報酬等）

第 ２１ 条　取締役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

第５章　計　算

（事業年度）

第 ２２ 条　当会社の事業年度は、毎年1月１日から翌年12月末日までの年１期とする。

（剰余金の配当）

第２３ 条　株主に対する剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対して行う。

（定款に定めのない事項）

第 ２４ 条　本定款に定めのない事項は、すべて会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（第2節　有限会社法の廃止に伴う経過措置等）及び会社法その他の法令に定めるところによる。

以上、当会社の現行定款に相違ない。

令和5年12月31日

札幌市中央区南2条西7丁目4-1４

有限会社たくみ経営

代表取締役　宅見一郎